(三)　無効、取消し及び解除等に関する特則

(1)　出演契約等の条項の無効

イ　性行為映像制作物を特定しないで、出演者に契約の相手方その他の者が指定する性行為映像制作物への出演をする義務を課す契約の条項は、無効とすることとした。（第一〇条第一項関係）

ロ　出演者の債務不履行について損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項等の出演契約の条項は、無効とすることとした。（第一〇条第二項関係）

(2)　出演契約の取消し

制作公表者が(一)の(2)のイ又は(一)の(3)の規定に違反したときは、出演者は、その出演者の性行為映像制作物への出演に係る出演契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとした。制作公表従事者が(一)の(2)のハの規定に違反したときも、同様とすることとした。（第一一条関係）

(3)　出演契約の法定義務違反による解除

イ　(二)の(1)のイ若しくはハ、(二)の(2)又は(二)の(3)に違反があったときは、出演者は、民法第五四一条の催告をすることなく、直ちにその出演者の性行為映像制作物への出演に係る出演契約の解除をすることができることとした。（第一二条第一項関係）

ロ　イの解除があった場合においては、制作公表者は、当該解除に伴う損害賠償を請求することができないこととした。（第一二条第二項関係）

(4)　出演契約の任意解除等

イ　出演者は、任意に、書面又は電磁的記録により、その出演者の性行為映像制作物への出演に係る出演契約の申込みの撤回又は当該出演契約の解除（以下この(4)において「出演契約の任意解除等」という。）をすることができることとした。ただし、当該出演者に係る性行為映像制作物の公表が行われた日から一年を経過したとき等は、この限りでないこととした。（第一三条第一項関係）

ロ　出演契約の任意解除等は、出演契約の任意解除等に係る書面又は電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずることとした。（第一三条第二項関係）

ハ　出演契約の任意解除等があった場合においては、制作公表者は、当該出演契約の任意解除等に伴う損害賠償を請求することができないこととした。（第一三条第三項関係）

ニ　イからハまでの規定に反する特約で出演者に不利なものは、無効とすることとした。（第一三条第四項関係）

ホ　制作公表者及び制作公表従事者は、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者に対し、出演契約の任意解除等に関する事項その他その出演契約に関する事項であって出演者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならないこととした。（第一三条第五項関係）

ヘ　制作公表者及び制作公表従事者は、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者を威迫して困惑させてはならないこととした。（第一三条第六項関係）

(5)　解除の効果

出演契約が解除されたときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負うこととした。（第一四条関係）

(四)　差止請求権

(1)　出演者は、出演契約に基づくことなく性行為映像制作物の制作公表が行われたとき又は出演契約の取消し若しくは解除をしたときは、当該性行為映像制作物の制作公表を行い又は行うおそれがある者に対し、当該制作公表の停止又は予防を請求することができることとした。（第一五条第一項関係）

(2)　出演者は、(1)の規定による請求をするに際し、その制作公表の停止又は予防に必要な措置を請求することができることとした。（第一五条第二項関係）

(3)　制作公表者は、出演者が(1)の規定による請求をしようとするときは、当該出演者に対し、その性行為映像制作物の制作公表を行い又は行うおそれがある者に関する情報の提供、当該者に対する制作公表の停止又は予防に関する通知その他必要な協力を行わなければならないこととした。（第一五条第三項関係）

3　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例を定めることとした。（第一六条関係）

4　相談体制の整備等

国及び地方公共団体に関し、相談体制の整備その他の支援措置等並びに被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発について定めることとした。（第一七条～第一九条関係）

5　罰則

2の(三)の(4)のホ又はヘ、2の(一)の(2)のイ等の違反に対し、所要の罰則を設けることとした。（第二〇条～第二二条関係）

6　施行期日等

(一)　経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条及び第三条関係）

(二)　検討

(1)　この法律の規定については、この法律の施行後二年以内に、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第四条第一項関係）

(2)　(1)の検討に当たっては、性行為映像制作物の公表期間の制限及び無効とする出演契約等の条項の範囲その他の出演契約等に関する特則の在り方についても、検討を行うようにするものとすることとした。（附則第四条第二項関係）

(三)　調整規定等

この法律の施行に関し必要な調整規定を定めるとともに、関係法律の整備を行うこととした。（附則第五条及び第六条関係）

(四)　施行期日

この法律は、公布の日の翌日から施行することとした。ただし、5の規定は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第二二三号）（消費者庁）

1　参事官の人数を変更することとした。（第三条関係）

2　参事官の設置期間の特例の適用対象を限定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和四年七月一日から施行することとした。

◇国土交通省組織令及び社会資本整備審議会令の一部を改正する政令（政令第二二四号）（国土交通省）

一　国土交通省組織令の一部改正関係

1　総合政策局の所掌事務の一部を不動産・建設経済局の所掌事務とし、総合政策局総務課及び不動産・建設経済局総務課の所掌事務を変更することとした。（第四条、第三七条及び第七一条関係）

2　都市局の所掌事務の一部を国土政策局の所掌事務とし、両局に置かれる課の所掌事務を変更することとした。（第五条、第七条、第六五条、第八四条、第八六条及び第八八条関係）

3　住宅局に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第一一四条、第一一九条及び第一二一条の二関係）

4　住宅局総務課の所掌事務を変更することとした。（第一一五条関係）

5　住宅局に住宅経済・法制課を置くこととした。（第一一四条及び第一一六条関係）

二　社会資本整備審議会令の一部改正関係

社会資本整備審議会の庶務を担当する課を変更することとした。（第一一条関係）

三　施行期日

この政令は、令和四年七月一日から施行することとした。

◇令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二二五号）（国土交通省）

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第一五号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和四年六月二四日とすることとした。
